

1 修正のポイント

(1) 災害対策基本法の改正に伴う見直し

- ◇ 国においては、東日本大震災津波での教訓を踏まえて、平成 24 年 6 月に引き続き、平成 25 年 6 月に被災者保護対策の改善等の観点から災害対策基本法を改正
- ◇ 改正を踏まえて国の防災基本計画も平成 26 年 1 月 17 日の中央防災会議にて修正
- ◇ 本県においても災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、災害対策基本法の改正によって新たに加えられた対策等について、防災基本計画の見直しを参考に県地域防災計画に適切に反映

【災害対策基本法改正の要点】

- ①住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ②被災者保護対策の改善
- ③平素からの防災への取組の強化
- ④大規模広域な災害に対する即応力の強化

(2) 一連の大雨災害の検証を踏まえた見直し

- ◇ 平成 25 年 7 月から 10 月にかけて頻発した大雨災害への対応については、市町村その他の防災関係機関との連携や組織体制について課題があったところ
- ◇ このため、一連の大雨災害の検証を踏まえて、県としての対応のあり方を明確にするため、独自に県地域防災計画の見直しを行うもの

(3) その他の見直し

- ◇ 防災関係機関の意見等を踏まえながら、防災基本計画の見直し、制度の創設等に伴う所要の見直しを実施

2 主な修正内容（本編）

(1) 災害対策基本法の改正に伴う見直し

ア 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ① 市町村は、避難計画の策定にあたり、連絡調整窓口の確認等必要な準備を行うものとしたこと。【第 2 章第 5 節】
- ② 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等について規定したこと。【第 2 章第 5 節】
- ③ 屋内での待避等の安全確保措置の指示について規定したこと。【第 3 章第 15 節】
- ④ 市町村から求めがあった場合の県による避難勧告区域等についての助言について規定したこと。【第 3 章第 15 節】
- ⑤ 避難の際の避難行動要支援者名簿の効果的な利用について規定したこと。【第 3 章第 15 節】
- ⑥ 運送業者である指定公共機関等に対する被災者の運送の要請等について規定したこと。【第 3 章第 15 節】

イ 被災者保護対策の改善

- ① 避難所の整備に係る留意事項を見直したこと。【第 2 章第 5 節】
- ② 福祉避難所の指定について規定したこと。【第 2 章第 5 節】
- ③ 被災者に係る安否情報の提供等について規定したこと。【第 3 章第 15 節】
- ④ 災害時における被災者台帳の作成等について規定したこと。【第 4 章第 2 節】
- ⑤ 災害時における罹災証明書の交付等について規定したこと。【第 4 章第 2 節】
- ⑥ 災害対策基本法に準じて、「災害時要援護者」という用語を「要配慮者」又は「避難行動要支援者」のいずれかに改めたこと。

ウ 平素からの防災への取組の強化

- ① 地区防災計画の提案について位置付けるとともに、住民等による地区内の防災活動の推進について規定したこと。【第 2 章第 2 節】
- ② 企業等の防災活動の内容として、地方自治体との協定の締結について明記したこと。【第 2 章第 23 節】

エ 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ① 県による指定行政機関等に対する災害応急対策の実施に係る要請について規定したこと。【第 3 章第 1 節】
- ② 県による市町村の応急措置の代行について規定したこと。【第 3 章第 1 節】

(2) 一連の大雨災害の検証を踏まえた見直し

ア 岩手県災害特別警戒本部の設置

災害情報の収集及び応急対策の実施のため、新たに岩手県災害特別警戒本部を設置することとしたこと。【第 3 章第 1 節】

イ 現地連絡員の位置づけについての明確化

本部長等は、通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に地方支部から現地連絡員を 2 人以上派遣することとしたこと。【第 3 章第 1 節】

ウ 本部支援室における人事委員会等への応援要請

本部支援室長は、分掌事務の処理が困難となった場合等必要と認めるときは、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局の長に対し、応援を要請することができることとしたこと。【第 3 章第 1 節】

エ 市町村による避難勧告等の具体的な基準の作成について明記【第 2 章第 5 節】

(3) その他の見直し

- ア 指定公共機関の追加指定に伴う所要の修正【第 1 章第 4 節、第 2 章第 6 節】
- イ 岩手県災害派遣福祉チームの創設に伴う修正【第 1 章第 4 節、第 2 章第 6 節、第 3 章第 15 節】
- ウ 防災知識の普及等に当たっての防災士との連携について明記【第 2 章第 1 節、第 2 章第 2 節】
- エ 防災知識の普及活動に係る事項として、家庭動物との同行避難を追加【第 2 章第 1 節】
- オ 学校を避難所として指定する場合の配慮について規定【第 2 章第 5 節】
- カ 市町村による避難所運営マニュアルの作成及び作成に係る県の支援について規定【第 2 章第 5 節、第 3 章第 15 節】
- キ 防災関係機関による風害対策等についての普及啓発について規定【第 2 章第 13 節】
- ク 特別警報の運用開始に伴う所要の修正【第 2 章第 16 節、第 3 章第 1 節、第 3 章第 2 節】
- ケ 平成 25 年度総合防災訓練の検証を踏まえた現地災害対策本部の組織等の見直し【第 3 章第 1 節】
- コ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定する場合の配慮について規定【第 3 章第 20 節】

3 原子力災害対策編等の修正

- ◇ 災害対策基本法の改正に伴う見直しや、一連の大雨災害の検証を踏まえた見直しなど、本編の修正に準じて、修正を行ったこと。
- ◇ 原子力災害対策指針の改正に伴い、警戒事象の位置づけを行ったこと。